

令和 7 年度長井市まちなか活性化事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

長井市長 内 谷 重 治



令和 7 年度長井市まちなか活性化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、まちなかの集客力向上による市内の商業振興を図るため、賑わい創出や消費喚起の取り組みを行う商業者組織やまちづくり団体が実施する事業に対し、市長が予算の範囲内で交付する令和 7 年度長井市まちなか活性化事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、長井市補助金等交付規則（昭和 57 年規則第 9 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第 2 条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、市内の賑わい創出の取り組みや消費喚起の取り組みであり、市内 5 商店街（長井中央商店街振興会、本町大通り商店街振興組合、高野町商店会、大町通り商店街及びあらまち商店会）等の集客向上や販売促進、まちなかの賑わい創出に寄与する事業とし、主に長井市中央地区内で実施する事業とする。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）に規定する商店街振興組合及び商店街を形成する任意組織（以下「商店街等組織」という。）並びに商店街等組織と連携して補助事業を実施する次の各号のいずれかに該当する団体とする。

(1) 商業者組織

会員の過半数が市内で小売商業者又はサービス業に属する事業を営む者で組織される団体で、市長が認めるもの

(2) まちづくり団体

地域の関係者で設立・構成され、まちなか活性化に意欲のある団体（任意団体、NPO 団体等。）

2 商店街等組織との連携とは、補助事業の実施に当たり商店街等組織に属する複数店舗の直接的な参加があることとする。

(補助金の対象経費)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する経費のうち、別表第 1 に掲げる経費及び市長が特に必要と認める経費とする。

2 補助対象者が実施する補助事業について、市又は国、県等他の団体からの補助金の交

付やその他収入等がある場合若しくは交付の決定を受けている場合は、その補助金等の額を補助対象経費から控除するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、補助事業の実施に要する経費のうち、別表第2に掲げる経費は、補助対象としない。

4 補助対象者が実施する補助事業について、事業期間中に災害又は火災（補助対象者等の責めに帰することのできない事由による場合に限る。）などにより実施が困難と判断される場合は、事業実施の準備に要した第4条第1項に規定される経費の内、市長がやむを得ないと認める経費を補助対象経費とすることができる。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助事業に要する経費のうち、補助対象経費の5分の4の額（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）又は次の各号に掲げる区分に応じた額のどちらか低い方の額とする。

(1) 「第2期長井市中心市街地活性化基本計画」において設定された中心市街地区域（以下この項において「中心市街地区域」という。）内の場合 20万円

(2) 中心市街地区域外の場合 15万円

(3) 集客イベントを伴わない周知のみの事業（次号において「周知事業」という。）で中心市街地区域内の場合 10万円

(4) 周知事業中心で中心市街地区域以外の場合 7万円

（補助金の交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助事業を実施する前に、令和7年度長井市まちなか活性化事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添付し市長に提出しなければならない。この場合において、申請の期限は令和8年1月30日とする。

(1) 事業計画書（別記様式第2号）

(2) 収支予算書（別記様式第3号）

(3) 支出内訳一覧表（別記様式第4号）

(4) 組織の規約、会則等（定めている場合）

(5) 組織を構成する者の名簿（別記様式第5号）

(6) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付の申請は、1団体につき1回限りとする。

（補助金の交付の決定）

第7条 市長は、前条による申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査をするとともに、必要に応じて調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、令和7年度長井市まちなか活性化事業補助金交付決定通知書（別記様式第6号）により通知する。

（変更又は廃止の申請）

第8条 前条の補助金等の交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該補助事業の事業計画及び収支予算の内容を変更又は廃止しようとするときは、あらかじめ令和7年度長井市まちなか活性化事業補助金交付変更（廃止）申請書（別記様式第7号）を市長に提出し承認を得なければならない。

2 規則第6条の軽微な変更とは、補助金の額の3割以内の減額及び補助目的の達成に支障をきたすことのない事業計画の細部の変更をいう。ただし、補助対象経費項目の追加を除く。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業完了後、30日以内又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに令和7年度長井市まちなか活性化事業補助金に係る事業実績報告書（別記様式第8号）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（別記様式第9号）
- (2) 収支決算書（別記様式第10号）
- (3) 支出内訳一覧表（別記様式第4号）
- (4) 前2号に記載した内容の根拠となる補助対象経費の領収書等の写し
- (5) 事業の様子がわかる資料

(商店街等組織との連携の場合には、その様子が分かる資料)

- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第10条 市長は、規則第14条の規定により、交付すべき補助金の額を確定した場合は、令和7年度長井市まちなか活性化事業補助金に係る額の確定通知書（別記様式第11号）により補助事業者へ通知するものとする。

2 前項の規定による補助金の額の確定金額が、第7条の規定による補助金の交付決定金額と同額である場合においては、当該交付決定金額をもって、前項の規定による補助金の確定金額とみなし、前項の通知を省略することができる。

(補助金の交付)

第11条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、市長が必要と認めた場合には、補助金の交付決定の後に概算払いをすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、令和7年度長井市まちなか活性化事業補助金精算（概算）払請求書（別記様式第12号）を市長に提出しなければならない。

(帳簿の備付等)

第12条 補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を5年間整理保存しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該補助金の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 規則又はこの要綱に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき、又は受けようとしたとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 故意又は重大な過失により事業を廃止したとき。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 前項の規定によりこの要綱が効力を失った際の第12条及び第13条の規定の適用については、なお従前の例による。

別表第1 (第4条関係)

補助対象経費	具体例
① イベントの周知を図るために要する経費	ポスター、チラシ、案内看板等の制作費
② イベントの運営、会場の設営等に要する経費	イベントの運営に直接必要となる資材、消耗品の購入費、保険料、郵券代、許可申請手数料、舞台・電気・装飾・照明・音響等の設備設置費用
③ イベントの講師（出演者）に関する経費	報酬、謝金、宿泊・交通費

別表第2 (第4条関係)

区分
1 商品及び有料サービス提供に係る経費
2 市外事業者へ発注したものに係る経費 ただし、協議の上、これによりがたいと市長が認めた場合にあっては、同経費についても特別に補助対象とする。
3 イベントを主催する団体の関係者及びその親族等に対して支出する経費

令和 年 月 日

長井市長 宛

団 体 名 :

住 所 :

代表者名 :

令和 7 年度長井市まちなか活性化事業補助金交付申請書

令和 7 年度長井市まちなか活性化事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記の書類を添えて申請いたします。

記

- 1 事業計画書（別記様式第 2 号）
- 2 収支予算書（別記様式第 3 号）
- 3 収支内訳一覧表（別記様式第 4 号）
- 4 組織の規約、会則等（定めている場合）
- 5 組織を構成する者の名簿（別記様式第 5 号）
- 6 その他市長が必要と認める書類

事業計画書

1 団体名、住所 及び代表者名	団 体 名 : 住 所 : 代表者名 :
2 補助金申請額	円
3 申請に係る 担当者氏名 及び連絡先	担当者 氏 名 : 住 所 : 連絡先(Tel) :
4 事業名	
5 事業概要 及び目的	
6 事業計画	【事業内容】 【事業スケジュール】
7 目標値	
8 事業実施により 期待される効果	
9 事業連携団体 及び連携内容	※5 商店街組織との連携がある場合には、その旨を記載ください。 団体名 : 【連携内容 : 】 団体名 : 【連携内容 : 】 団体名 : 【連携内容 : 】

※当市から内容の説明及びその資料の提出を求めています。

収支予算書

(収 入)

項 目	金 額	内 訳
計		

(支 出)

項 目	計	金 額		内 訳
		うち補助対象経費額	うち補助金充当額	その他自己財源等
① イベントの周知を図るために要する経費				
② イベントの運営、会場の設営等に要する経費				
③ コンサート出演者等の出演に要する経費				
計				

※この書類に記載した内容を証する書類等があれば添付してください。また、当市から内容の説明及びその資料の提出を求めることがあります。

支出内訳一覧表（□予定・□実績）

項目	摘 要	支払先	金額	計
① イベントの周知を図るために要する経費				
② イベントの運営、会場の設営等に要する経費				
③ コンサート出演者等の出演に要する経費				
			計	

組織を構成する者の名簿

[illegible]

指令長第 号
令和 年 月 日

様

長井市長 内谷 重治

令和7年度長井市まちなか活性化事業補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付で申請ありました令和7年度長井市まちなか活性化事業補助金について、長井市補助金等交付規則第7条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 補助事業等の名称

2 補助金等の交付額

円

3 補助金の交付条件

(1) 補助事業者等は、次に掲げる場合にはあらかじめ市長の承認を受けなければならない。

ア 補助事業等に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合

イ 補助事業等の内容を変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合

ウ 補助事業等を中止または廃止しようとする場合

(2) 補助事業者等は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合または補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

(3) 補助事業等に係る証ひょう書類等は、長井市監査委員の監査対象となるので、常に整理保存しなければならない。

令和 年 月 日

長井市長 宛

団体名：

住所：

代表者名：

令和7年度長井市まちなか活性化事業補助金交付変更（廃止）申請書

令和 年 月 日付け指令長第 号をもって交付決定通知があった令和7年度長井市まちなか活性化事業補助金について、下記のとおり変更（廃止）したいので、申請します。

記

1 変更（廃止）の内容

2 変更（廃止）の理由

注）変更申請の場合は、変更後の事業計画書（別記様式第2号）及び収支予算書（別記様式第3号）を添付すること。

令和 年 月 日

長井市長 宛

団体名：

住所：

代表者名：

令和7年度長井市まちなか活性化事業補助金に係る事業実績報告書

標題について、補助決定通知書指令長第 号に係る事業実績報告書を、令和7年度長井市まちなか活性化事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記の書類を添えて報告いたします。

記

- 1 事業実績書（別記様式第9号）
- 2 収支決算書（別記様式第10号）
- 3 支出内訳一覧表（別記様式第4号）
- 4 収支決算書（別記様式第10号）に記載した内容の根拠となる補助対象経費の領収書等の写し
- 5 事業の様子が分かる資料（写真、チラシ、その他実績状況がわかるもの）
（商店街等組織との連携の場合には、その様子が分かる資料）
- 6 その他市長が必要と認める書類

1 団体名、住所 及び代表者名	団 体 名 : 住 所 : 代表者名 :
2 補助金申請額	円
3 申請に係る 担当者氏名 及び連絡先	氏 名 : 住 所 : 連 絡 先 :
4 事業名	
5 事業概要 及び目的	
6 事業実績	【事業内容】 【事業スケジュール】
7 実績値	(目標値) ※目標値には、交付申請の際に記載した数値を入力ください。
8 事業実施により 得られた成果 及び課題	
9 事業連携団体 及び連携内容	※5 商店街組織との連携がある場合には、その旨を記載ください。 団体名 : 【連携内容 : 】 団体名 : 【連携内容 : 】 団体名 : 【連携内容 : 】

※当市から内容の説明及びその資料の提出を求めています。

収支決算書

(収 入)

項 目	金 額	内 訳
計		

(支 出)

項 目	計	金 額		内 訳
		うち補助対象経費額	うち補助金充当額	
④ イベントの周知を図るために要する経費				
⑤ イベントの運営、会場の設営等に要する経費				
⑥ コンサート出演者等の出演に要する経費				
計				

※ (別紙) 支出内訳一覧添付。当市から内容の説明及びその資料の提出を求められます。

第 号
令和 年 月 日

様

長井市長 内 谷 重 治

令和 7 年度長井市まちなか活性化事業補助金に係る
額の確定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で実績報告書の提出があった標記補助金の額は、長井市補助金等交付規則第 14 条の規定及び令和 7 年度長井市まちなか活性化事業補助金交付要綱第 10 条の規定により、下記のとおり確定したので通知する。

記

1 補助金の確定額 金 円

团体名	
住 所	
代表者名	

印

令和 年 月 日付け指令長第 号で補助金の交付決定通知のあった標記補助金について、精算払（第 回概算払）を受けたいので、令和7年度長井市まちなか活性化事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 一金 円也

区 分	総 額
交付決定済（確定）額	円
概算払受領額	円
今回請求額	円
残 額	円

3 概算払いを受ける理由及び積算根拠（概算請求時のみ）

金融機関・支店名								
口座番号	当 普	座 通						
フリガナ								
口座名義								